

2026年1月20日

大阪府知事  
吉村 洋文 様

大阪府関連労働組合連合会  
執行委員長 北川 美千代

## 「災害に係る特別休暇の対象範囲の見直しについて（提案）」に対する回答と見解

令和7年12月23日に提案のあった「災害に係る特別休暇の対象範囲の見直しについて（提案）」は、国家公務員における運用改正に準じた改正であり、「天災その他の非常災害により、職員の現住所が滅失、損壊した場合等に一週間以内で必要と認める期間を取得可能とする特別休暇」の適用範囲について、「親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行う場合」を追加するものであり、了解します。

また、非常災害対策本部の設置（見込まれるもの）以外の場合であっても、災害により親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行う場合も適用範囲とするなど、引き続き、特別休暇のさらなる拡充を求めます。

以上